

農業における立木等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	11~12	高木伐採作業中、別の者が樹上で枝払い作業中、落下させた枝が下にあるブロックにあたり、その枝が跳ねた。下で見張り中の作業員がその枝の跳ねを止めようと枝を踏みつけた時、その枝が作業員の左足にぶつかり負傷した。	39	—
2	9~10	誤って左親指に切枝が当たり骨折した。	48	—
2	10~11	木に登って収穫をされていて、足が滑り木から落下し負傷した。	69	—
4	9~10	高所の木の上で枝落としの作業中、チェーンソーで幹を切っている最中に自分自身の安全帯（命綱）が切っていた幹に引っばられ、登っていた幹と切った幹に腹部が挟まれ、命綱のベルトが腰のあたりを圧迫した。	41	1~9
4	11~12	街路植え込み剪定作業を行おうとした際、落ち葉で足を滑らせて倒れ込んだ。その時植え込みの切り株に左足のすねが刺さり出血し、深さ約3cm・表面5cm程負傷した。	46	1~9
4	14~15	工場構内緑地で樹に登って剪定作業中、次の枝へ移動しようとした時、足を掛けた枝が折れて約3m位の所から落下した。	74	1~9
5	9~10	梅畑で木の上に乗って梅採り作業中に、足元が滑って後ろ向きに落ち、右手首付近を負傷した。	67	1~9
6	14~15	りんごの枝を拾い集めていたところ、落ちていた枝に靴が引っ掛かり、転んでしまった。その際に左肘を地面に打ちつけて負傷した。	77	1~9

6	14~ 15	個人邸庭園の樹木維持管理作業において、高さ7m程度の所で樹木を剪定していた際に落下し、落下中に建物の屋根にぶつかり地面に落ち、右脇腹と左手薬指を負傷した。	36	1 ~ 9
7	9~10	植木の剪定現場で脚立を使用し、剪定作業を行っていた。その際桜の枝をつかんだ時、不意に枝が折れ、バランスを崩し両足から落ちた。	37	1 ~ 9
7	11~12	樹高4m程のカシの木を樹上にて枝剪定作業中、樹上に移動するため安全帯のフックを一時外して上部の枝を掴んだところ、掴んだ枝が折れて樹上2m弱より腰から芝地に落下した。	38	30 ~ 49
7	10~11	3階から2階へセットした点滴を運んでいた際、階段途中で前のめり状態になって転落。両手が点滴を入れたダンボール箱でふさがっていたため踊り場へ頭からつまむような形で転落し、着地した時左足をひねって受傷した。	58	10 ~ 29
7	9~ 10	個人邸にてシイノキ伐採作業中、トラック荷台に切った枝を下ろす途中、引網を送り込んだ際に下枝に干渉し、そこに引っ掛かっていた枝が落下し、背中左側に当たり負傷した。	43	1 ~ 9
9	9~ 10	個人邸樹木維持管理において、シイの木の剪定作業中、安全帯を括りつけた枝が折れ一緒に約3m程の高さから落下、頭部と胸部を負傷する。	40	1 ~ 9
9	10~ 11	いちじくの木に登って収穫作業中、約2mの高さから誤って足を滑らせて地面に転落した。その際、背中から落ち、後頭部と頸部、腰部を強打した。	70	10 ~ 29
9	14~ 15	作業中に被災者が木に登って上部を剪定しようと、高さ約2m50cmの枝へ左手を掛け、左足を掛けたところ、枝が折れ被災者が落下、下にあった植木に右胸を打ち付け負傷したものである。	71	1 ~ 9
9	13~ 14	当社置き場内にあるマキの木上部を枝打ちしようと約2mの脚立より高さ約3mの枝に右足を掛け、体重をかけたところ、枝が折れ被災者がそのまま落下し下にあった直径約80cmの丸い石に右腰部分を打ち骨折した。安全帯は、他の枝に掛けて	55	1 ~ 9

		あったが、いっしょに折れたものである。		
10	16~ 17	個人邸の樹木維持管理作業において、高さ4mのイチョウの枝下ろしをしようとハシゴをかけて登り、枝をつかんで、乗り込もうとした時、枝が枯れていたため折れ、そのまま高さ2.5m程から転落し、左肩、左脇腹・腰を負傷する。	55	1 ~ 9
10	16~ 17	植栽管理（高中木剪定）の作業中に、直径約20cm程度の切断された切り株に右足を掛け、剪定していたところ、その右足が滑り、切り株に股間を打ち付け、転倒。事務所まで戻るも、陰部の痛みが酷くなった。	49	1 ~ 9
10	11~ 12	台風による倒木を処理するに当たり、クレーンの届かない位置に倒木があり、チルホールによる伐採工事となった。チルホール2台による伐採工事を行うが、伐採した木が地面にて粉碎した。粉碎した大きい枝が作業員の肩に当たった。チルホール2台により倒れる方向を計算するも、粉碎した部位まで推測できなかった為。	52	1 ~ 9
10	9~ 10	民間の家の庭の剪定作業で、4m程の木の上で作業中落下し、ブロック塀に右横腹を強打。	35	1 ~ 9
11	11~ 12	庭園植木剪定、伐採作業中、木に登り、木の枝を整枝中、木の枝が足の指に落ち骨折した。	66	1 ~ 9
11	9~ 10	駐車場の法面で樹木伐採作業中に、切った樹木の幹が倒れてきて体の横腹辺りに当たり、その際転倒した。	56	1 ~ 9
11	14~ 15	みかん畑で脚立を使ってみかんを収穫していた時に、木の奥にあるみかんを取ろうとして枝で肋骨を負傷した。当日は最後まで仕事をしたが、翌日の夜から痛みを感じ始め、後日病院で受診した。	58	1 ~ 9
11	9~ 10	下水処理場にて剪定作業中、下枝を持ってジャンプして上の枝を払って着地した時、剪定ゴミで足を滑らし尻もちをついて強打し腰を痛めた。	65	1 ~ 9
		委託先マンション敷地の高木剪定中（ロープおよび高枝バサミ使用）、足場にして		10

12	11~12	いた高木の枝の分かれ目からバランスをくずして落下し、右肩および上腕を強打し打撲した。	70	~ 29
12	9~10	道路脇私有地で高さ15m程ある樹木の道路側の枝落とし作業を行っていたとき、被災者は下に落ちた枝の片付けをしていたが、誤って車両脇の枝が落ちる所へ入り、5m程の高さから落ちてきた長さ2m、太さ7cm程の枝が頭部と頸部に当たり負傷した。そのときヘルメットを着用していなかった。	70	1 ~ 9
12	14~15	圃場周辺にて、大きい木の枝を伐採後、脚立から降りて向きを変えようとした際、足元にあった木の株へ引っ掛かり、その際に右足首を捻った（全治1ヶ月）。	63	50 ~ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html